

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：一号特定技能外国人支援の委託制限

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：出入国在留管理庁

評価実施時期：令和6年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

本規制を実施しない場合、特定技能所属機関が登録支援機関以外の者に一号特定技能外国人支援計画の実施を委託し、その委託を受けた者が登録支援機関の登録拒否事由に該当するような不適格なものであったとしても、登録の取消し等により排除することができない。そのため、特定技能外国人に対する支援の適正な実施に支障を来すおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

現行法上、特定技能所属機関が、登録支援機関以外の機関に、一号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施を委託すること自体は禁止されていないところ、このような委託がなされた場合、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施を確保するための入管法第19条の19による指導及び助言の相手方が、一号特定技能外国人支援を実施している機関ではなく、特定技能所属機関になってしまうことから、適合一号特定技能外国人支援計画の実施状況を把握したり、指導及び助言をしたりすることが困難となっている旨指摘されている。

これに加えて、登録支援機関は、その体制等について一定の水準を満たしていることが登録により保証されており、また、登録取消事由に該当して適性がないことが明らかとなれば、その登

録を取り消して排除することができる場所、登録を受けていない者については、支援の適性が登録によって担保されていない上、その適性がないとして取り消して排除することもできない。

そこで、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施を図るため、特定技能所属機関から委託を受けて行う一号特定技能外国人支援の一部又は全部の実施は、登録支援機関のみが行うことができることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制を遵守するため、規制を受ける事業者が追加で費用を負担することは想定できない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

本規制を遵守するため、追加で費用を負担することは想定できない。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制を導入した場合、特定技能所属機関から委託を受けて外国人に対する支援を行うのは登録支援機関に限られることとなり、一定水準以上の者が特定技能外国人の支援をすることが制度上保証されることとなる。

これにより、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施が担保され、より一層特定技能外国人が円滑に日常生活及び社会生活を送ることが期待できる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

該当なし

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

該当なし

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制により、副次的影響や波及的な費用は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

本規制により事業者には追加費用は発生しないが、適正に一号特定技能外国人支援が実施されることの社会的利益は大きいというべきであるから、本規制を導入することは妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

[代替案の内容]

特定技能所属機関が、一号特定技能外国人支援を委託する先は登録支援機関にするよう、努力義務を設ける。

[費用]

代替案を採用した場合、遵守費用は不要である。

[効果（便益）]

代替案を採用した場合、特定技能所属機関から委託を受けて外国人に対する支援を登録支援機関が行う件数が増加することとなり、一定水準以上の者が特定技能外国人の支援をすることが一定程度期待されることとなる。

[副次的な影響及び波及的な影響]

代替案を採用する場合、副次的影響及び波及的影響が発生する可能性は低い。

[規制案と代替案の比較]

規制案と代替案を比較すると、規制案の方が得られる効果が大きいものであるため、本規制の目的を達するためには、本規制を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

該当なし

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行から5年後（令和11年目処）以内の適切な時期に事後評価を実施する予定である。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

事後評価に向け、登録支援機関の登録拒否件数等の関係統計等により、費用・効果等を検証することとする。